

米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱新旧対照表

旧	新
<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する<u>工事</u>をいう。）及び<u>工事</u>に係る測量等業務（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札に付する場合の業者（以下「指名業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する<u>建設工事</u>をいう。）及び<u>建設工事</u>に係る測量等業務（以下「建設工事等」という。）を指名競争入札に付する場合の業者（以下「指名業者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2 基本方針</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 指名業者は、市内に本店を有する有資格者（以下「市内業者」という。）を優先して選定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 適切に<u>施工できる</u>市内業者がない、又は少数の場合</p> <p>(2)・(3) [省略]</p>	<p>第2 基本方針</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 指名業者は、市内に本店を有する有資格者（以下「市内業者」という。）を優先して選定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 適切に<u>施工することができる</u>市内業者がない、又は少数の場合</p> <p>(2)・(3) [省略]</p>
<p>第3 選定基準</p> <p>1 格付工種</p> <p>米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行。以下「格付要領」という。）第2条各号に掲げる工種（以下「格付工種」という。）の建設工事に係る指名業者を選定する場合は、別表1に定める等級区別に発注の標準とする金額（以下「発注標準額」という。）に従い、当該工事の発注予定金額に応じ、これに対応する等級区分に属する有資格者の中から第6に定める基準により選定する。</p> <p>ただし、等級区別にそれぞれ別表2に示す金額を限度として、直近の上位の等級に属する有資格者（以下「上位業者」という。）及び直近の下位の等級に属する有資格者（以下「下位業者」という。）の中から選定することができる。この場合において、上位業者又は下位業者の数は、指名しようとする有資格者<u>    </u>の5割を超えることはできない。（当該等級区分に属する有資格者<u>    </u>が指名しようとする数に満たない場合を除く。）</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 選定の特例</p> <p>次の各号の<u>一</u>に<u>    </u>該当する工事については、<u>前各項</u>に定める基準によらないこ</p>	<p>第3 選定基準</p> <p>1 格付工種</p> <p>米子市建設工事入札参加資格者格付審査要領（平成18年3月31日施行。以下「格付要領」という。）第2条各号に掲げる工種（以下「格付工種」という。）の建設工事に係る指名業者を選定する場合は、別表1に定める等級区別に発注の標準とする金額（以下「発注標準額」という。）に従い、当該工事の発注予定金額に応じ、これに対応する等級区分に属する有資格者の中から第6に定める基準により選定する。</p> <p>ただし、等級区別にそれぞれ別表2に示す金額を限度として、直近の上位の等級に属する有資格者（以下「上位業者」という。）及び直近の下位の等級に属する有資格者（以下「下位業者」という。）の中から選定することができる。この場合において、上位業者又は下位業者の数は、指名しようとする有資格者<u>の数</u>の5割を超えることはできない。（当該等級区分に属する有資格者<u>の数</u>が指名しようとする数に満たない場合を除く。）</p> <p>2 [省略]</p> <p>3 選定の特例</p> <p>次の各号の<u>いずれかに</u>該当する工事については、<u>前2項</u>に定める基準によらないこ</p>



<p>(4) 前3号に掲げる者のほか、<u>指名審査委員会</u>において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認められたもの</p> <p>3 次の各号の<u>いずれか</u> 該当する者については、指名しないものとし、その期間は、当該指名しない旨を通知した日から3か月間とする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>4 [省略]</p>	<p>(4) 前3号に掲げる者のほか、<u>建設業者等指名審査委員会</u>において公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認められたもの</p> <p>3 次の各号の<u>いずれかに</u> 該当する者については、指名しないものとし、その期間は、当該指名しない旨を通知した日から3か月間とする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>4 [省略]</p>
<p>第8 建設業者等指名審査委員会</p> <p>1 建設工事等の請負業者の指名の適正を期するため、総務部に<u>建設工事等指名審査委員会</u>（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査委員会は、総務部長、経済部長、<u>建設部長</u>、下水道部長、<u>入札契約課長</u>及び関係課長をもって組織する。</p> <p>3 審査委員会に<u>委員長</u>を置き、総務部長をもって充てる。</p> <p>4 委員長に<u>事故ある</u>ときは、<u>建設部長</u>がその職務を代理する。</p> <p>5 審査委員会は<u>次に</u>掲げる建設工事等の発注方針又は業者を指名する<u>場合に</u>、委員長が招集するものとする。</p> <p>(1) 通常型指名競争入札（工事に係る測量等業務については、設計金額 <u>2千万円</u>以上のものに限る。）</p> <p>(2)～(4) [省略]</p> <p>6 [省略]</p> <p>7 審査委員会の庶務は、<u>入札契約課</u>が行う。</p> <p>8 審査委員会の審議は、公開しない。<u>又</u>、何人も審査委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。</p>	<p>第8 建設業者等指名審査委員会</p> <p>1 建設工事等の請負業者の指名の適正を期するため、総務部に、<u>建設業者等指名審査委員会</u>（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査委員会は、総務部長、経済部長、<u>都市整備部長</u>、下水道部長、<u>総務部契約検査課長</u>及び関係課長をもって組織する。</p> <p>3 審査委員会に、<u>委員長</u>を置き、総務部長をもって充てる。</p> <p>4 委員長に<u>事故がある</u>ときは、<u>都市整備部長</u>がその職務を代理する。</p> <p>5 審査委員会は、<u>次に</u>掲げる建設工事等の発注方針又は業者を指名する<u>場合に</u>、委員長が招集するものとする。</p> <p>(1) 通常型指名競争入札（工事に係る測量等業務については、設計金額 <u>2,000万円</u>以上のものに限る。）</p> <p>(2)～(4) [省略]</p> <p>6 [省略]</p> <p>7 審査委員会の庶務は、<u>総務部契約検査課</u>が行う。</p> <p>8 審査委員会の審議は、公開しない。<u>また</u>、何人も審査委員会の審議の内容を他に漏らしてはならない。</p>
<p>審査項目の採点基準</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 採点の基準は次表のとおりとする。（第6－1関係） ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合は、各指名項目の算定は行わない。</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 適性 10点を基準とし、次の場合に加減を行う。</p> <p>① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場</p>	<p>審査項目の採点基準</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 採点の基準は次表のとおりとする。（第6－1関係） ただし、当該工種における前年度の発注件数が5件に満たない場合は、各指名項目の算定は行わない。</p> <p>(1)～(3) [省略]</p> <p>(4) 適性 10点を基準とし、次の場合に加減を行う。</p> <p>① 前年度に当該工種に係る60点以下の工事成績（緊急対応工事を除く。）がある場</p>

合 △5点（適正に係る審査項目の合計点が0点を限度とする。）

② [省略]

合 △5点（適性に係る審査項目の合計点が0点を限度とする。）

② [省略]

別表1 (第3-1関係)

区分	【公共下水道工事】	【その他工事】	建築一式工事 (一般)	電気及び 管工事
	土木一式工事 (一般)	土木一式工事 (一般)		
A級	1,500万円以上	1,500万円以上	7,000万円以上	2,000万円以上
B級	1,500万円未満 800万円以上	1,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	2,000万円未満
C級	800万円未満 300万円以上	800万円未満 300万円以上	4,000万円未満	
D級	300万円未満	300万円未満		

区分	新築、増築大規模改修を除く建築一式 工事 (一般)	新築、増築大規模改修を除く電気及び 管工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上
B級	1,000万円未満600万円以上	1,000万円未満
C級	600万円未満	

別表2 (第3-1関係)

区分	【公共下水道工事】		【その他工事】	
	土木一式工事 (一般)		土木一式工事 (一般)	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		800万円以上		800万円以上
B級	2,300万円未満	500万円以上	2,300万円未満	500万円以上
C級	1,300万円未満	200万円以上	1,300万円未満	200万円以上
D級	500万円未満		500万円未満	

別表1 (第3-1、第4関係)

区分	土木一式工事 (一般)	建築一式工事 (一般)	電気及び管工事
A級	1,500万円以上	6,000万円以上	2,000万円以上
B級	1,500万円未満 800万円以上	6,000万円未満	2,000万円未満
C級	800万円未満		

備考 建築一式工事 (一般) のB級の4,000万円以上の工事については、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員を審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事 (一般)	新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事
A級	2,000万円以上	1,000万円以上
B級	2,000万円未満	1,000万円未満

備考 建築一式工事 (一般) のB級の1,000万円以上の工事については、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員が審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。

別表2 (第3-1関係)

区分	土木一式工事 (一般)		建築一式工事 (一般)		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		800万円 以上		5,000万 円以上		1,500万 円以上
B級	2,300万 円未満	500万円 以上	7,000万 円未満	—	2,500万 円未満	
C級	1,300万 円未満	—				

備考 建築一式工事 (一般) のB級の5,000万円以上の工事については、建設業法第27条

区分	建築一式工事（一般）		電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		5,000万円 以上		1,500万円 以上
B級	8,000万円 未満	2,500万円 以上	2,500万円 未満	
C級	5,000万円 未満			

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		750万円以上		800万円以上
B級	1,200万円未満	500万円以上	1,200万円未満	
C級	750万円未満			

別表2（第5-1関係）

設計金額	指名業者数
1,000万円未満	8
1,000万円以上 7,000万円未満	9
7,000万円以上 15,000万円未満	10
15,000万円以上	11

の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員が審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。

区分	新築、増築大規模改修を除く 建築一式工事（一般）		新築、増築大規模改修を除く 電気及び管工事	
	上限額	下限額	上限額	下限額
A級		1,200万円以上		800万円以上
B級	2,400万円未満		1,200万円未満	

備考 建築一式工事（一般）のB級の1,200万円以上の工事については、建設業法第27条の29の規定による総合評定値の通知に記載された1級技術職員が審査基準日に1人以上有することを条件に付して発注を行う。

別表2（第4、第5-1、第6関係）

設計金額	指名業者数
1,000万円未満	8
1,000万円以上 7,000万円未満	9
7,000万円以上 15,000万円未満	10
15,000万円以上	11